（事業主の方へ）

初版

生涯現役起業支援助成金ガイドブック

～これから起業を行う皆様、
事業を開始して間もない事業主の皆様へ～

厚　生　労　働　省
都　道　府　県　労　働　局
ハローワーク（公共職業安定所）
平 成 ３０ 年 ４ 月 １ 日 現 在

PL300401雇企09

―― 目　　次 ――

第Ⅰ部　生涯現役社会の実現を進めるために

1　なぜ生涯現役社会の実現が必要か …… P1

2　生涯現役社会の実現のための一方策として …… P1

第Ⅱ部　起業してから助成金の受給までの手続き

1　助成金の受給までの流れ（概念図） …… P2

2　管轄労働局への提出書類（添付書類） …… P3

第Ⅲ部　雇用創出措置に係る助成金

1　支給対象となる事業主 …… P4

2　助成金の対象となる期間と経費 …… P8

3　受給できる額 …… P11

4　併給調整 …… P11

第Ⅳ部　生産性向上に係る助成金

1　支給対象となる事業主 …… P12

2　受給できる額 …… P13

第Ⅴ部　不正受給防止の取り組みについて（重要） …… P14

第Ⅵ部　申請のための具体的な記載例 …… P15～P31

＜このガイドブックのご利用にあたって＞

○　このガイドブックは、雇用保険法に基づく生涯現役起業支援助成金の支給について主な内容を取りまとめたものです。

○　偽りその他不正の行為により助成金の支給を受け、または受けようとした事業主、申請期限経過後に申請を行った事業主、支給要件に該当しない事業主の方々に対しては、支給されません。

○　このガイドブックの記載内容は特にことわりのない限り平成30年４月１日現在のもので、今後も制度内容の変更や見直しを行う場合があります。その際は、厚生労働省ホームページでお知らせします。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115906.html

また、記載内容の詳細については、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）にお問い合わせください。

第Ⅰ部　生涯現役社会の実現を進めるために

1　なぜ生涯現役社会の実現が必要か

少子・高齢化が進展する中、持続的な経済成長を実現させていくためには、年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を進めていくことが必要です。

そのためには、既存の企業における定年年齢の引き上げ等による雇用の拡大だけでなく、起業によって、特に中高年齢者の雇用機会を創出していくことも重要と考えています。

2　生涯現役社会の実現のための一方策として

「生涯現役起業支援助成金」は、生涯現役社会の実現のための一方策として下記２種類の助成金を支給するものです。

１　雇用創出措置に係る助成金

40歳以上の中高年齢者等の方が、起業するにあたり又は起業してまもなく、事業活動のための従業員を雇い入れるために要した経費の一部を助成することにより、起業者自らの就業機会の創出を図るとともに、新たに雇い入れられる労働者の就業機会の創出を目的としている助成金です。

２　生産性向上に係る助成金

上記１の助成金を受給した企業において、助成金を受給した以後、企業活動における生産性が一定程度向上した場合には、別途、生産性向上に係る助成金の支給を受けることができます。

第Ⅱ部　起業してから助成金の受給までの手続き

1　助成金の受給までの流れ（概要図）

本助成金の受給のための手続きは、次の流れのようになっています。
具体的には、下記図表中①②③の関係書類を期限内に労働局へ提出する必要があります。

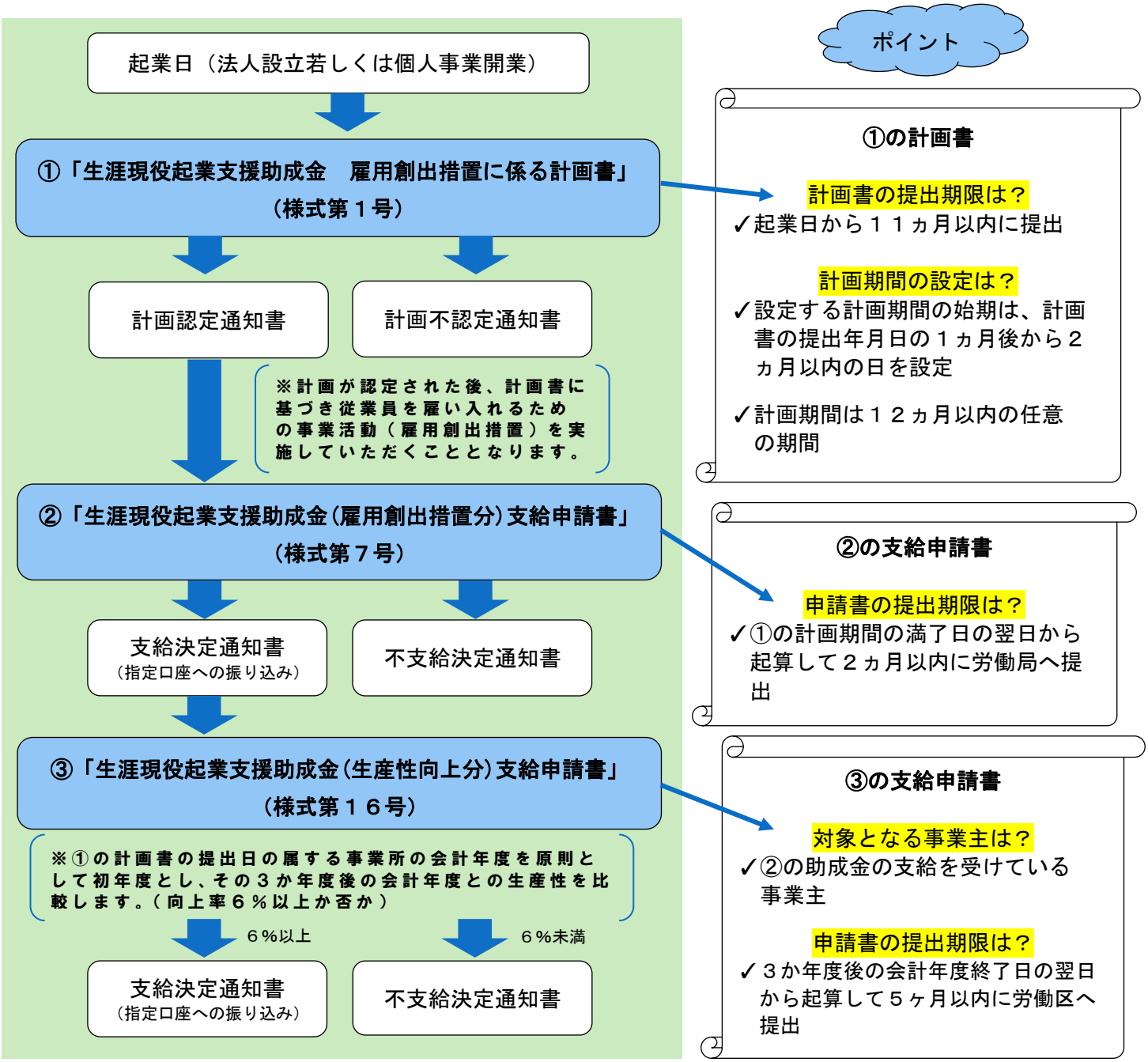

※計画届の提出や支給申請の窓口は、原則として都道府県労働局ですが、ハローワークにおいて書類の受付を行う場合もあります。最寄りの労働局又はハローワークへお尋ねください。

2 管轄労働局への提出書類（添付書類）

上記①から③の提出書類に添付する書類は以下の通りとなっています。

①「生涯現役起業支援助成金 雇用用創出措置に係る計画書」（様式第１号）の添付資料

（１）法人である場合は法務局への登記事項証明書の写し、個人事業主である場合は税務署への開業届の写し
（２）事業内容を確認できる書類（事業計画書等）
（３）起業者の氏名、年齢及び住所が確認できる書類（運転免許証の写し等）
（４）事業継続性を確認できる書類（※後述第Ⅲ部_１_（２）⑤を証明する書類として。）
- （アに対応する書類として）「創業支援受講証明書」（様式第１３号）
- （イに対応する書類として）「起業者経歴申告書」（様式第１４号）
- （ウに対応する書類として）金融機関との間において締結した融資契約書等の写し
- （オに対応する書類として）法人である場合には税務署に提出した法人設立時貸借対照表の写し、個人事業主の場合には「設立時資産額等申告書」（様式第１５号）およびその記載内容を証明する金融機関が証明する預金残高証明書等

（５）代理人が届け出る場合は、委任状の写し

②「生涯現役起業支援助成金（雇用創出措置分）支給申請書」（様式第７号）の添付書類

（１）「支給要件確認申立書」（共通要領様式第１号）
（２）（届け出ている）「生涯現役起業支援助成金 雇用創出措置に係る計画書（様式第１号）」の写し
（３）「助成額算定書」（様式第８号）およびそれを証する契約書、納品書、領収書等の写し
（４）「生涯現役起業支援助成金（雇用創出措置分）に関する申出書」（様式第９号）
（５）雇用創出措置により雇い入れた労働者の年齢及び氏名が確認できる運転免許証等の写し
（６）雇用創出措置により雇い入れた労働者に係る支給申請日までの以下の書類
- 雇用契約書又は雇入通知書の写し
- 賃金台帳の写し
- 出勤簿の写し
- 労働者名簿の写し

（７）事業実態が確認できる以下のａ又はｂのいずれかの書類
a. 計画期間初日から支給申請日までの仕入れ及び売上げにかかる伝票の写し（期間中に取り扱った全ての伝票の提出までは不要です。）
b. 計画期間初日から支給申請日までの期間に係る、「損益計算書又は貸借対照表」、「現金出納帳及び預金通帳の写し」又は「源泉所得税の領収証書の写し（税務署等領収印があるもの）」のいずれか１つ

（８）代理人が申請する場合は、委任状の写し
（９）その他管轄労働局長が必要と認める書類

③「生涯現役起業支援助成金（生産性向上分）支給申請書」（様式第１６号）の添付書類

（１）「支給要件確認申立書」（共通要領様式第１号）
（２）「生産性要件算定シート」（共通要領様式第２号）およびその算定の根拠となる証拠書類（損益計算書、貸借対照表、総勘定元帳の写しなど）
（３）「生涯現役起業支援助成金（生産性向上分）に関する申出書」（様式第１７号）
（４）管轄労働局長から交付されている「生涯現役起業支援助成金支給決定通知書（雇用創出措置助成）」（様式第１０号）の写し
※平成３０年３月３１日以前に支給決定されている場合は、旧様式である「生涯現役起業支援助成金支給決定通知書」（様式第１０号）の写し
（５）事業実態が確認できる以下のａ又はｂのいずれかの書類
a. 雇用創出措置助成の支給申請日から生産性向上助成の支給申請日までの間の仕入れ及び売上げに係る伝票の写し
b. 雇用創出措置助成の支給申請日から生産性向上助成の支給申請日までの期間に係る、「損益計算書又は貸借対照表」、「現金出納帳及び預金通帳の写し」又は「源泉所得税の領収証書の写し（税務署等領収印があるもの）」のいずれか１つ
（６）代理人が申請する場合は、委任状の写し
（７）その他管轄労働局長が必要と認める書類

第Ⅲ部　雇用創出措置に係る助成金

1　支給対象となる事業主

雇用創出措置に係る助成金を受給できる事業主は、次の（１）（２）の要件をともに満たしていることが必要です。

ただし、（１）（２）の要件をともに満たす事業主からの支給申請であっても、（３）の要件のいずれかに該当する場合には助成金は不支給となります。

（1）雇用関係助成金に共通した支給要件

次の①から⑪の要件を全て満たす事業主であること。

① 雇用保険適用事業所の事業主であること

② 支給のための審査に協力すること
ア. 支給または不支給の決定のための審査に必要な書類等を整備・保管していること
イ. 支給または不支給の決定のための審査に必要な書類等の提出を、管轄労働局等から求められた場合に応じること
ウ. 管轄労働局等の実地調査を受け入れること　など

③ 申請期間内に申請を行うこと

④ 雇用関係助成金の不正受給をしてから３年以内に支給申請をした事業主、あるいは支給申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主でないこと

⑤　支給申請の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納入していない事業主（支給申請日の翌日から起算して２か月以内に納付を行った事業主を除く）でないこと

⑥　支給申請日の前日から起算して１年前の日から支給申請日の前日までの間に、労働関係法令の違反があった事業主でないこと

⑦　性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業またはこれら営業の一部を受託する営業を行う事業主でないこと

⑧　事業主または事業主の役員等が、暴力団と関わりのある事業主でないこと

⑨　事業主または事業主の役員等が、破壊活動防止法第４条に規定する暴力主義的破壊活動を行ったまたは行うおそれのある団体に属している事業主ではないこと

⑩　支給申請日または支給決定日の時点で倒産している事業主でないこと

⑪　不正受給が発覚した際に、都道府県労働局等が実施する事業主名等の公表について、あらかじめ同意していない事業主でないこと

（２）本助成金に係る支給要件

次の①から⑫の要件を全て満たす事業主であること。（【※】は、７ページに用語説明があります。）

①　過去に、本助成金を受給したことがない者であること。

②　起業基準日【※１】における起業者の年齢が、４０歳以上であること。

③　起業者が法人の代表者である場合、当該法人の業務に専ら従事する者であること。また、起業者が個人事業主の場合、当該事業に専ら従事する事業主であること。（法人の代表者および個人事業主については起業時以降、その役職等の交代は認められません。）

④　「生涯現役起業支援助成金　雇用創出措置に係る計画書」（様式第１号）（以下、「計画書」という。）を管轄労働局に提出し、労働局長の認定を受けた事業主であること。

⑤　事業継続性の確認として、以下のアからエのうち２つ以上に該当していること。

ア．　起業者が、国、地方公共団体、独立行政法人、金融機関又は認定経営革新等支援機関【※２】が直接、又は第三者に委託して実施する創業支援を受けていること。

イ．　起業者が当該事業分野【※３】において通算１０年以上の職務経歴を有していること。

ウ．　起業にあたって金融機関【※４】の融資を受けていること。

エ．　法人又は個人事業主の総資産額が１，５００万以上あり、かつ総資産額から負債額を引いた残高の総資産額に占める割合が４０％以上あること。

⑥　管轄労働局長に認定を受けた計画書に基づき、計画期間内に雇用創出措置【※５】を実施していること。

⑦　計画期間内に、以下のアからエのいずれかの要件を満たすこと。

ア．　６０歳以上の対象労働者【※６】を１人以上雇い入れること

イ．　４０歳以上６０歳未満の対象労働者を２人以上雇い入れること

ウ.　４０歳未満の対象労働者を３人以上雇い入れること
エ.　４０歳以上の対象労働者を１人および４０歳未満の対象労働者を２人雇い入れること
（補足）上記は一支給要件であり、本助成金の対象労働者となる者は、上記の各者に限られず、計画期間内に雇い入れられる全ての対象労働者がその助成金の対象となります。
なお、計画期間外に雇い入れられた労働者は助成金の対象労働者となりませんのでご留意ください。

⑧ 支給申請時点において、認定された計画にかかる事業内容が継続されていること。

⑨ 支給申請時点において、計画期間内に雇い入れられた対象労働者の過半数が離職（離職理由を問わない）していないこと。

⑩ 起業基準日から支給申請日までの間に当該事業主の離職者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く雇用保険の被保険者であった者に限る）の数が、計画期間内に当該事業主が雇い入れた対象労働者数を超えていないこと。

⑪ 以下のアからエのいずれかに該当し営業譲渡、営業の賃貸借、営業の委託等に伴い設立された法人または個人事業主でないこと。
ア.　屋号が同一であること
イ.　取引先（顧客を含む。）が引き継がれていること
ウ.　商品・メニュー等が同一であること
エ.　労働者が引き継がれていること

⑫ 事業所において、以下のア～エの書類を整備、保管している事業主であること。
ア.　対象労働者の出勤状況が日ごとに明らかにされた出勤簿、タイムカード等の書類
イ.　対象労働者に対して支払われた賃金について基本賃金とその他の諸手当とが明確に区分されて記載された賃金台帳等の書類
ウ.　当該事業所を離職した労働者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く雇用保険被保険者に限る）の氏名、離職年月日、離職理由等が明らかにされた労働者名簿等の書類
エ.　助成金の対象経費の支払い及び支払いの発生原因及び内容を確認できる契約書、納品書、領収書等の書類

（3）本助成金に係る不支給要件

① 計画期間の初日の前日から起算して６か月前の日から支給申請日までの間（以下「基準期間」という。）に、対象労働者の雇い入れをおこなった全ての事業所において、雇用する雇用保険被保険者を事業主都合により解雇等（退職勧奨を含む）した（以下のアまたはイによる解雇を除く）事業主である場合
ア.　当該被保険者の責めに帰すべき理由による解雇
イ.　天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇

② 基準期間に、対象労働者の雇い入れを行った全ての事業所において、特定受給資格者となる離職理由（注）により、支給申請書提出日における雇用保険被保険者数の６％を超えて、か

つ４人以上離職させている場合

（注） 雇用保険の離職票上の離職区分コードの１Ａ（解雇等）又は３Ａ（勧奨退職のほか、事業縮小や賃金大幅低下等による正当理由自己都合離職等）に該当する離職理由をいいます。

③ 高年齢者雇用確保措置を講じていなかったために、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第１０条第２項に基づく勧告を受け、支給申請日までにその是正がなされていない事業主である場合

※※※用語説明※※※

※１「起業基準日」とは？

起業の始期をいい、法人にあっては登記事項証明書における法人の設立日、個人事業主にあっては開業届における事業を開始した日をいいます。

※２「認定経営革新等支援機関」とは？

中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）第２１条に基づき経営革新等支援業務を行う者として認定された経営支援機関をいいます。

※３「当該事業分野」の範囲は？

起業した事業が属する産業分類の中分類をいい、同じ分類の事業に勤務した期間（複数の事業所でも可）が通算して１０年以上あることが必要です。

※４「金融機関」とは？

中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に定める金融機関をいい、銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合などをいいます。

※５「雇用創出措置」とは？

事業主が行う求人募集及び採用並びに労働者への教育訓練に関係するものをいいます。（助成金の対象となる経費の詳細は次項表を参照のこと）

※６「対象労働者」とは？

計画期間内に一般被保険者又は高年齢被保険者として新たに雇い入れられた者であって、雇い入れ後も継続して雇用するとされている労働者（６５歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ当該雇用期間が継続して１年以上あること。）をいい、雇用創出措置の対象となる労働者（助成金の対象費用に係る労働者）をいいます。

ただし、上記のような労働者であっても、以下の①から④のいずれかに該当する労働者は、本助成金での対象労働者としては除かれますので、ご留意ください。

① 雇い入れ日の前日から起算して３年前の日の間に、雇用関係、出向、派遣又は請負により事業主の事業所に就労したことがある者

② 雇い入れ日の前日から起算して３年前の日の間に、当該事業主の職場適用訓練（雇用対策法第１８条第５号に規定する求職者を作業環境に適用させる訓練）（短期の職場適用訓練を除く）を受けたことのある者

③ 雇い入れ日の前日から起算して１年前の日の間に、当該労働者を雇用していた他の事業主と事業主が以下のいずれかに該当する等、資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係にある事業主に雇い入れられる者

ア．雇い入れ日において、発行済株式総数又は出資総額に占める所有株式数又は出資割合が５０％を超えるものである場合

イ．取締役会の構成員について、代表取締役が同一人物であること、又は取締役を兼務している者がいずれかの取締役会の過半数を占めている場合

④ 賃金未払いとなっている労働者や起業者と３親等以内の親族である者

２　助成金の対象となる期間と経費

（１）助成金の対象となる期間

助成金を活用できる期間は、計画書に記載する雇用創出措置を行う期間であり、１２ヵ月以内の任意の期間をいいます。

なお、計画期間の始期の設定にあたっては、計画書の認定事務処理期間を鑑みて、計画書を提出した日から起算して１ヵ月を経過した日から、２ヵ月以内の範囲で設定することとなります。

（例：４月１日が都道府県労働局等への計画書提出日である場合には、計画書に記載する計画期間の始期の範囲は、５月１日から６月３０日までとなります。）

（２）助成金の対象となる経費とその算定上限額

上記（１）の期間中に事業主が講じた以下の雇用創出措置に係る経費が助成金の対象となりますが、その経費ごとの合計額について助成金算定上の上限額（消費税を含む）が設定されています。

助成金の対象となる経費（各費目）	各費目の算定上限額
■民間有料職業紹介事業者の利用料	95万円
■求人情報誌、求人情報サイトへの掲載費用 ■募集・採用パンフレット等の作成費用 の合計額	75万円
■就職説明会の実施に係る費用 ■採用担当者が募集・採用のために要した宿泊費及び交通費【＊１】 ■事業主が実施したインターンシップに要した費用【＊２】 の合計額	35万円
■対象労働者に適用される就業規則の策定（労働基準法第89条により就業規則の作成が義務づけられている場合を除く。） ■対象労働者に実施する職業適正検査の実施および雇用管理の改善の取り組みに要した費用 の合計額	40万円
■対象労働者に対し、その者が従事する職務に必要な知識または技能を習得させるための研修および講習等に要した費用（計画期間内に対象労働者又は対象労働者となる者に対して実施された以下の①②に該当する費用に限る） ①　資格取得に係る費用（受験料等） ②　研修・講習、訓練等に係る費用（参加料、受験料等）	10万円
■対象労働者において就職するための移転費が生じた場合、事業主がそれを負担した場合の費用【＊３】	30万円
■対象労働者が就職に至るまでに要した求職活動経費（交通費、宿泊費）について、事業主がそれを負担した場合の費用【＊１】	15万円
合計額	**300万円**

（注）上記費用について、計画期間内に書面で契約を締結し、計画期間の初日から支給申請日までに弁済期が到来して支払った部分のみが助成金の対象となる経費となります。

【＊１】宿泊費及び交通費について

＜宿泊費＞

公共交通機関の事情及び日程を勘案し、宿泊が真にやむを得ない場合のものに限ります。

宿泊費は、１人１泊あたり８，７００円が算定上限額となります。

＜交通費＞（国家公務員等の旅費に関する法律に準じた以下の額が上限額となります）

① 鉄道賃

運賃、急行料金及び座席指定料金（特別車両車利用料金は除く）を対象としますが、以下に留意すること。

- 特別急行列車は片道１００キロメートル以上、普通急行列車は片道５０キロメートル以上のものに限る。
- 座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車で片道１００キロメートル以上のものに限る。
- 東海道、山陽新幹線のぞみ号は、最も経済的な通常の経路及び方法である場合のみ使用可能とする

② 船賃

旅客運賃を対象としますが、運賃の等級を区分する船舶の場合は下級の運賃に限られることに留意すること。

③ 航空賃

旅客運賃を対象としますが、プレミアム料金は除かれることに留意すること。

④ 車賃

車賃の額は、１キロメートルあたり３７円とするが、公共交通機関の事情によりやむを得ない場合（災害等により公共交通機関が機能停止したため、時間内に面接会場に間に合わない場合等）はタクシー、レンタカーを利用することも可能とするが、必要最小限度の使用に限ることに留意すること。

【＊２】インターンシップに要した費用について

インターンシップに要した費用において助成対象となる範囲は以下①から③の通りです。

また、インターンシップ参加者については、必ずしもP7で規定している対象労働者に限定されず、計画期間中に雇い入れられることのない者も本助成金の対象労働者とすることができます。

① インターンシップ制度導入のための社会保険労務士等への専門的相談等に要した費用

② インターンシップの募集に要した経費（広告掲載料等）

③ 事業主が負担したインターンシップ参加者に係る交通費及び宿泊費（上記＊１と同様の取扱い）

【＊３】移転費について

対象労働者が就職するために居住地を移転した場合であって、事業主が以下の移転費等用を負担した場合には、以下の金額を算定の上限額とする。

① 引越費

移転距離	上限額	移転距離	上限額
50Km 未満	175，000円	500Km 以上1，000Km 未満	329，000円
50Km 以上100Km 未満	194，000円	1，000Km 以上1，500Km 未満	387，000円
100Km 以上300Km 未満	216，000円	1，500Km 以上2，000Km 未満	413，000円
300Km 以上500Km 未満	270，000円	2，000Km 以上	481，000円

② 交通費および宿泊費

（上記＊１と同様の取扱い）

（3）助成金の対象とならない経費

① 雇用創出措置に係る経費とされない費用は以下の通りです。

ア． 出資金、資本金等

イ． 不動産、株式、国際、社債等の購入費その他資産の運用に要する費用

ウ． 原材料、商品の購入費用

エ． 消耗品、備品の購入費用

オ． リース、賃貸借に要する費用（雇用創出措置に要する採用のための面接会場の借り上げ費用および会場までの移動手段としてのレンタカー費用を除く）

カ． 社内レクリエーション等の福利厚生費用

キ． 敷金、各種保証金その他の返還が予定されている費用

ク． 人件費（社会保険料を含む。）および人件費に相当すると認められる費用（就業規則の策定や社内の雇用管理の改善のための制度構築等、専門的な知見等を求めるために要した社会保険労務士や行政書士等への顧問料金等を除く）

ケ． 自動車保険、地震保険、火災保険等の保険料

コ． 各種税金（上記（２）での消費税は除く）その他の国または地方公共団体に支払う費用

サ． 雇用創出措置に係る費用か否かが明確ではない費用

シ． 契約締結後に解約した事で発生した費用

ス． 高熱水料（電気代、ガス代、水道費）、通信運搬費（電話代、インターネット利用代金等）

セ． 起業者が私的目的のために要したと認められる費用

ソ． 違法行為にかかる費用

タ． 助成対象費用であることが添付書類等から明確に判断されないもの

チ． その他、助成金の趣旨に鑑みて助成金対象とならないと管轄労働局長が判断したもの

② 資本的・経済的・組織的関連性等からみて、密接な関係にある以下の者との取引に係る費用は助成金の対象とはなりません。

ア. 起業者本人

イ. 起業者と３親等以内の親族

ウ. 起業者が設立した法人への出資者又はその者と３親等以内の親族

エ. 起業者が他の事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する子会社とする場合における親会社・子会社間の取引

オ. 上記エ. 以外の取引であっても、総株主又は総社員の議決権の保有状況から見て、密接な関係にあると認められる事業主間の取引

カ. 取締役会の構成員について、代表取締役が同一人物である又は取締役を兼務している者がいずれかの取締役会の過半数を占めている事業主間の取引

3 受給できる額

本助成金では、起業者の起業基準日における年齢区分に応じて、次の（１）又は（２）の額を支給します。

（1）起業基準日において６０歳以上の場合

上記２（２）の各費目での上限額を考慮しつつ、各費目の合計額に３分の２を乗じた額となります。（支給される助成金の上限額は２００万円となっています。）

（2）起業基準日において４０歳以上６０歳未満の場合

上記２（２）の各費目での上限額を考慮しつつ、各費目の合計額に２分の１を乗じた額となります。（支給される助成金の上限額は１５０万円となっています。）

4 併給調整

計画期間中における同一の経費について、本助成金とは別に、他の助成金を受けている場合や、他の助成金を受けようと考えている場合は、同時に二つ以上の助成金を受給することができません。詳しくは最寄りのハローワーク又は労働局にご相談ください。

第Ⅳ部　生産性向上に係る助成金

1　支給対象となる事業主

生産性向上に係る助成金を受給できる事業主は、次の（１）（２）の要件をともに満たしていることが必要です。（補足：生産性向上に係る助成金は、平成30年3月以前に「生涯現役起業支援助成金 雇用創出措置に係る計画書」を提出している事業主にも適用されます。）

ただし、（１）（２）の要件をともに満たす事業主からの支給申請であっても、（３）の要件のいずれかに該当する場合には助成金は不支給となります。

（１）雇用関係助成金に共通した支給要件

第Ⅲ部の「１（１）雇用関係助成金に共通した支給要件」（Ｐ５）と同じ。

（２）本助成金に係る支給要件

次の①から⑥の要件を全て満たしている事業主であること

① 支給申請時点において、雇用創出措置に係る助成金を受給していること。

② 支給申請時点において、「生涯現役起業支援助成金 雇用創出措置に係る計画書」（様式第１号）に記載されている事業内容が継続されていること。

③ 起業者が法人の代表者である場合、当該法人の業務に専ら従事する者であること。また、起業者が個人事業主の場合、当該事業に専ら従事する事業主であること。（法人の代表者および個人事業主については起業時以降、その役職等の交代は認められません。）

④ 「生涯現役起業支援助成金 雇用創出措置に係る計画書」（様式第１号）の提出年月日の属する会計年度（会計期間が６ヵ月に満たない場合はその翌年度の会計年度）を初年度の会計年度とし、その年度の生産性とその３か年度後の会計年度における生産性を比較して伸び率が６％以上であること。（例：初年度が2018年度となる場合には、2018年度と2021年度の生産性を比較して、その間の伸び率をみることとなります。）

⑤ 生産性要件を満たしていることの関係書類（財務諸表等）を整備し、保管している事業主であること。

⑥ 高年齢者雇用確保措置を講じていなかったために、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第１０条第２項に基づく勧告を受け、支給申請日までにその是正がなされていない事業主である場合。

※※※※生産性の算出方法について※※※※

$$生産性 = \frac{付加価値}{雇用保険被保険者数（決算月月末時点）}$$

（参考）生産性を算定するための「生産性要件算定シート」が厚生労働省のホームページに掲載されていますのでご参照ください。　http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html

☆☆☆本助成金における生産性の算出方法について（留意事項！）☆☆☆

起業日の属する初年度事業においては、その事業期間が１年に満たないことが多いと思われることなどから、本助成金における会計初年度については、その会計期間が６か月以上１２ヵ月未満である場合、以下の（１）（２）の算出順により、その生産性を算出することとします。

【例】

〇定款等に定める事業期間：１月１日～１２月３１日（決算日）

〇会計初年度とされる事業期間：４月１日（起業日）～１２月３１日（決算日）の場合

（１）会計初年度の事業期間である４月１日～１２月３１日までの生産性を上記式にて算出

（２）（１）×１２月／９月（換算される月については端数日切り捨て）

により、初年度の生産性とみなします。

（３）本助成金に係る不支給要件

雇用創出措置に係る助成金の支給申請日以降、生産性向上に係る助成金の支給申請日時点までの間において、雇用する雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除く）を事業主都合（退職勧奨を含む）によって解雇していている事業主である場合。

２　受給できる額

雇用創出措置に係る助成金の支給額の２５%の金額を別途受給することができます。（例えば、雇用創出措置に係る助成金として１００万円が支給されている場合、上記１の要件を満たした場合には、２５万円が別途支給されます。）

第Ｖ部　不正受給防止の取り組みについて（重要）

「不正受給」とは、偽りその他の不正行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受けたり、受けようとすることをいいます。不正受給の防止を図るために、次の対応へのご理解とご協力をおねがいします。

※不正行為とは※
詐欺、脅迫、贈賄等刑法各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に支給申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことが該当します。なお、支給申請書に事実に反する記載があった場合であっても、当該記載誤りが故意によらない場合には不正行為には該当しません。

① 労働局においては、不正受給がないかどうかを常に情報収集するとともに、適正な支給を推進する観点から、計画届や支給申請書を提出いただいた事業所に対して立入検査等を行っておりますので、ご協力いただきますようお願いします。（立入検査等は、申請内容に特に疑義がない場合でも広く実施しています。）

② 不正受給が判明した場合は次のような措置がとられます。

a. 不正にかかる助成金については不支給又は支給取消となります。

b. 既に支給されている助成金については返還いただくこととなります。返還いただく助成金には民法第404条に定める法定利率年5%の延滞金が発生します。

c. 不支給又は支給取消日から起算して３年間は、その不正受給にかかる事業所に対して雇用関係助成金は支給されません。

d. 不正受給の内容によっては、不正に助成金を受給した事業主が告発されます。

e. 不正受給が発覚した場合には、事業主名等の公表を行うことがあります。公表については、労働局のホームページに事業主名などが掲載され、掲載期間は支給取消日から起算して３年が経過時までとなります。

③ この助成金は国の助成制度によるものですので、受給した事業主は国の会計検査の対象となることがあります。対象となった場合にはご協力をお願いします。また、支給申請書や添付資料の写しなどは、支給決定されたときから５年間保存して下さい。

第Ⅵ部　申請のための具体的な記載例

こちらでは、事業主の方に記載いただく様式の記載例を掲載しています。支給申請書等は以下の掲載場所からダウンロードできますので適宜ご利用ください。

【掲載場所】

厚生労働省ホームページ ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧 ＞ 雇用・労働 ＞ 雇用 ＞ 施策情報_雇用関係助成金 ＞事業主の方のための雇用関係助成金 ＞ **生涯現役起業支援助成金**

【雇用創出措置助成】

［計画関係］

１　「生涯現役起業支援助成金 雇用創出措置に係る計画書」（様式第１号）…… P16

２　「創業支援受講証明書」（様式第１３号）…… P18

３　「起業者経歴申告書」（様式第１４号）…… P19

４　「設立時資産額等申告書」（様式第１５号）…… P20

５　「生涯現役起業支援助成金計画書変更届」（様式第３号）…… P21

［支給申請関係］

１　「支給要件確認申立書」（共通要領様式第１号）…… P23

２　「生涯現役起業支援助成金（雇用創出措置分）支給申請書」（様式第７号）…… P24

３　「生涯現役起業支援助成金 助成額算定書」（様式第８号）…… P26

４　「生涯現役起業支援助成金（雇用創出措置分）に関する申出書」（様式第９号）　P27

【生産性向上助成】

［支給申請関係］

１　「支給要件確認申立書」（共通要領様式第１号）…… P28

２　「生産性要件算定シート」（共通要領様式第２号）…… P29

３　「生涯現役起業支援助成金（生産性向上分）支給申請書」（様式第１６号）…… P30

４　「生涯現役起業支援助成金（生産性向上分）に関する申出書」（様式第１７号）　P31

１「生涯現役起業支援助成金雇用創出措置に係る計画書」（様式第１号）　記載例　（１／２）

様式第１号（H30. 4）

※ 受付番号

生涯現役起業支援助成金 雇用創出措置に係る計画書

雇用創出措置に係る計画書について、次のとおり提出します。
なお、この計画書の確認を公共職業安定所又は労働局が行う場合には協力します。

平成３０年 ４月 １５日

事業主 住所 〒９９９－９９９９ ○○県○○市１－１－１
又は 名称 株式会社 ベンチャー
代理人 氏名 代表取締役 生涯 太郎 ㊞
（申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第２項に規定する提出代行者又は同令第16条の３に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の押印等をして下さい。）

東 京 労働局長 殿
（公共職業安定所長経由）

事業主又は（提出代行者・事務代理者）社会保険労務士 住所 〒９９９－９９９９ ○○県○○市２－２－２
名称 生涯現役社会保険労務士事務所
氏名 現役 次郎 ㊞

①提出事業主	(1)代表者又は個人事業主の氏名 代表取締役 生涯 太郎	(2)代表者又は個人事業主の生年月日 昭和 ２９ 年 １０ 月 ８ 日（ ６３ 歳）
	(3)起業基準日 平成 ３０ 年 ４ 月 １ 日	添付書類 ■ 登記 □ 開業届
	(4)計画期間 事業主が指定した日（始期）～（終期）	平成 ３０ 年 ６ 月 １ 日 ～ 平成 ３１ 年 ５ 月 ３１ 日
②起業事業所	(1)名称 株式会社 ベンチャー	(2)所在地 〒９９９－９９９９ ○○県○○市１－１－１
	雇用保険適用事業所番号 １１１１－２２２２２２－３	電話番号 ９９（ ９９９９ ）９９９９
	(3)事務担当者職・氏名 庶務担当 生涯 花子	
③事業内容	(1)産業分類（中分類コード ８３ ・小分類コード ８３４ ）	
	(2)法人・個人の別 （法人）・ 個人	
	(3)資本金 １，０００，０００ 円	
	(4)事業内容 地域における高齢者の増加を背景に、高齢者への医療系サービスを充実させることを目的とした訪問看護に係る事業を実施する。	

【計画書提出年月日】
この計画書は、起業基準日《①（３）欄の日》から１１か月以内に最寄りの都道府県労働局へ提出してください。

申請者が社会保険労務士である場合には、上欄に事業主の記名捺印、下欄に社会保険労務士の記名捺印をしてください。

起業基準日は、法人である場合は「新たに法人を設立した日」、個人事業主の場合は「新たに事業を開始した日」となり、その時点の年齢を（　）内に記載してください。

計画期間は最長１２か月以内の期間です。また、「計画期間の始期」については、この計画書の提出年月日から１か月を経過した日から２か月以内の日で設定してください。
今回の事例でいうと、平成３０年４月１５日に計画書を提出していますので、計画期間の始期の範囲は、平成３０年５月１５日～平成３０年７月１４日の間の任意の日を設定します。

この計画書は、雇用保険適用事業所となる前（労働者の雇い入れる前）にも提出することができます。
例えば、計画期間中に初めて労働者を雇い入れる（雇用保険適用事業所となる）予定である場合などには、計画書の提出時点では空白としてください。

１「生涯現役起業支援助成金雇用創出措置に係る計画書」（様式第１号）　記載例　（２／２）

④雇用創出措置計画（※の箇所は該当する箇所のみ記載してください。）	(1) 募集予定	募集予定時期 平成 ３０ 年 ６～８ 月 頃	募集方法 ■求人広告　□遠考会・就職説明会参加（□公的機関　□民間） □職業紹介機関の利用（□公的機関　□民間） □ホームページ □その他（　　）
	(2) 採用予定	採用予定時期 平成 ３０ 年 ７～９ 月 頃	採用予定人数 ３ 人 （うち 60 歳以上　　人、40 歳以上 60 歳未満 １ 人、 40 歳未満 ２ 人）
	(3) ※就業規則等の策定予定	策定予定時期 平成 ３０ 年 １０ 月 頃	策定方法 ■社労士等に依頼　□その他（　　）
	(4) ※雇用管理の改善	実施予定時期 平成 ３１ 年 ３ 月 頃	実施方法 ■社労士等に依頼　□その他（　　）
	(5) ※講習予定	受講予定時期 平成 ３０ 年 １０月 頃	受講予定人数 ３ 人 （うち 60 歳以上　　人、40 歳以上 60 歳未満 １ 人、 40 歳未満 ２ 人）
		講習名、講習内容、取得資格名 講習名　：「訪問看護基礎研修会」 講習内容：訪問看護を行う際の注意点など 資格取得：なし	
	(6) ※移転費用	□不支給 ■支給 （□全額　□定額（　　円）　■定率（５０%））（■上限あり（１人あたり１０万円）　□上限なし）	
	(7) 求職活動費用	□不支給 ■支給 （□全額　□定額（　　円）　■定率（５０%））（■上限あり（１人あたり　２万円）　□上限なし）	
	(8) ※ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ	実施予定時期 平成 ３０ 年 ９ 月 頃	実施予定人数 １ 人　／　予定期間 ２ ヶ月・週間・日間
⑤事業継続性の確認	以下４項目のうち２以上に該当することが必要です。 ■ 公的機関、金融機関又は認定経営革新等支援機関が直接又は委託して実施する創業支援を受けた。① ■ 起業した事業分野と同じ産業分類に属する事業所において通算 10 年以上の職務経験を有している。② □ 起業に当たって金融機関の融資を受けている。③ （金融機関名称　　） （融資金額　　） □ 法人又は個人事業主の総資産額が 1,500 万円以上あり、かつ総資産額から負債を引いた残額の総資産額に占める割合が 40 パーセント以上ある。④ （総資産額　　円）（負債額　　円）（総資産額－負債額　　円・　　%）		

※処理欄		
	●受理番号	●計画認定年月日
労働局決裁欄	（局長）　（部長・　）　（課長・　）　（補佐・　）　（係長・　）　（　）	
安定所決裁欄	（所長）　（部長・次長）　（課長・総括）　（上席・係長）　（職業指導官）　（担　当）	

計画期間中の労働者（雇用保険被保険者となる者）の雇い入れのための計画内容（予定）を記載してください。

証する書類として、以下の書類の添付が必要です。

① 「創業支援受講証明書」（様式第１３号）

② 「起業者経歴申告書」（様式第１４号）

③ 金融機関との間の契約書の写し

④ 法人の場合は法人設立届出書に添付した設立時貸借対照表の写し、個人事業主の場合は「設立時資産額等申告書」（様式第１５号）

ここの欄は、計画書を受理した都道府県労働局における審査時の事務処理欄となりますので、なにも記載しないでください。

２「創業支援受講証明書」（様式第 13 号）　記載例

様式 13 号（H29.1）

創 業 支 援 受 講 証 明 書

受 講 者 氏 名	生涯　太郎
創業支援の名称	経営戦略初歩セミナー
創業支援の種類	集団セミナー　／　個別相談
創業支援の内容	「起業準備」「経営初期運用」「人材育成」「経営戦略」の４つの知識を習得するための基礎セミナー（計１０回）
受講日又は期間	平成３０年１月４日～平成３０年３月１５日
場　　所	東京都○○区○○にある○○会館にて

上記の者は、　○○商工会議所　　が主催する創業支援を受講したことを証明します。

平成　３０年　３月　１５日

主催者　住　　所　東京都○○区○○
電話番号　０３（１１１１）１２３４
名称又は氏名　○○商工会議所　　印

当該様式については、所定の事項が記載されていれば、創業支援実施団体等が発行した独自の受講証明書に代えても差し支えありません。

「生涯現役起業支援助成金 雇用創出措置に係る計画書」（様式第１号）の提出時において創業支援が完了していることが当然に望ましいものですが、主催者の支援実施スケジュールの都合等により、提出期限までに創業支援期間が終了しない場合には、主催者から受講中であり受講完了予定であることの証明書（任意様式）を提出していただくことによって、支援を受けたものとみなします。

ただし、支援終了後、遅滞なく受講完了の証明書を改めてご提出いただくこととなります。

※仮に受講完了ができなかったことが判明した場合、助成金の支給要件を満たさないことになり、助成金の支給を受けることができなくことがあります。

３「起業者経歴申告書」（様式第 14 号）　記載例

様式 14 号（H29. 1）

起 業 者 経 歴 申 告 書

東　京　労働局長　殿（　　公共職業安定所長経由）
起業者の経歴について次のとおり申告します。

平成３０年　４月　１５日

事業主又は代理人
住　所　〒９９９－９９９９　○○県○○市１－１－１
名　称　株式会社　ベンチャー
氏　名　代表取締役　生涯　太郎　　印

事業主又は（提出代行者・事務代理者）社会保険労務士
住　所　〒９９９－９９９９　○○県○○市２－２－２
名　称　生涯現役社会保険労務士事務所
氏　名　現役　次郎　　印

※申請者が代理人の場合は、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に事業主の住所、名称及び氏名を記入（押印不要）してください。申請者が社会保険労は務士法施行規則第 16 条第２項に規定する提出代行者又は同令第 16 条の３に規定する事務代理者の場合は、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の記名押印等をしてください。

① 在職期間	② 在職した事業所の名称	③ 主な事業内容	④産業分類
平成 10 年 4 月 1 日 ～ 平成 18 年 3 月 1 日	○○クリニック （○○県○○市内）	外来診療介護関係事業	８３
平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 1 日	○○鍼灸整骨院 （○○県○○市内）	鍼、灸、あんまマッサージ事業	８３

当該様式については、所定の事項が記載されていれば、事業主等が任意に作成した様式に代えても差し支えありません。

「起業者経歴申告書」に記載いただく経歴・事業内容は、今回起業された事業内容（「生涯現役起業支援助成金　雇用創出措置に係る計画書」③）が属している産業中分類と同一と考えられる職務に就いていた職歴のみを記載してください。

また、通算して１０年以上の職務経験が必要となっておりますが、今回起業された事業の実施期間（起業してから計画届の提出日までの期間）を合算して初めて１０年以上となる場合には、当該期間を合算しても差し支えないこととします。

4「設立時資産額等申告書」（様式第 15 号）　記載例

様式 15 号（H29. 1）

設 立 時 資 産 額 等 申 告 書

東　京　労働局長　殿（　　公共職業安定所長経由）

総資産額及び負債の状況について次のとおり申告します。

平成３０年　４月　１５日

事業主又は代理人
住　所　〒８８８－８８８８　〇〇県〇〇市３－３－３
名　称　ベンチャー
氏　名　生涯　太郎　　印

事業主又は（提出代行者・事務代理者）社会保険労務士
住　所　〒８８８－８８８８　〇〇県〇〇市４－４－４
名　称　生涯現役社会保険労務士事務所
氏　名　現役　次郎　　印

※申請者が代理人の場合は、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に事業主の住所、名称及び氏名を記入（押印不要）してください。申請者が社会保険労務士法施行規則第 16 条第２項に規定する提出代行者又は同令第 16 条の３に規定する事務代理者の場合は、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の記名押印等をしてください。

区　分		価　額	摘　要
	現金・預金	３，０００，０００　円	〇〇銀行　残高証明書
	土地・建物	１２，０００，０００　円	〇〇市　固定資産評価証明書
	その他	０　円	
①　総資産額（計）		１５，０００，０００　円	
②　負債額（計）		４，０００，０００　円	〇〇信用金庫〇〇支店　融資返済残額
③　総資産額－負債額（①－②）		１１，０００，０００円	①総資産額に対する割合（③÷①）　７３．３３　％

【注　意】
(1)　この申告書には、個人業主の名義となっている全ての資産及び負債を記入してください。
(2)　「摘要」欄には資産又は負債の具体的な明細等を記入してください。
(3)　「(①資産額に対する割合)」欄は百分率で記入してください（小数点以下２位未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。（例：40.009 → 40.00））

当該様式については、所定の事項が記載されていれば、事業主等が任意に作成した様式に代えても差し支えありません。

当該様式は、起業者が個人事業主であって、「生涯現役起業支援助成金　雇用創出措置に係る計画書」（様式第１号）の⑤欄において、④を選択している場合にのみご提出いただくものとなっています。

５「生涯現役起業支援助成金計画書変更届」（様式第３号）　記載例

様式第３号（H30.4）

生涯現役起業支援助成金計画書変更届

東京　　労働局長　殿　　平成　３０年　　８月　　１日

平成３０年　４月１５日付けで提出した「生涯現役起業支援助成金雇用創出措置に係る計画書」について、下記のとおり変更が生じたので、変更届を提出します。

１　申請事業主　　氏　　名　株式会社ベンチャー　代表取締役　生涯　太郎　　印
　　所　在　地　〒９９９－９９９９　○○県○○市１－１－１

２　計画認定番号　　第　（計画認定時に通知される認定番号）　号

３　計画書の変更を要する事項及び内容（計画書の写しに変更内容を記載して添付）

・変更事項「④雇用創出措置計画（８）インターンシップ」
・インターンシップを実施しないことの変更

４　変更理由

平成３１年度においては新規労働者を採用する予定がないため。

５　変更内容を確認できる書類（添付書類）

特になし。

様式第４号(H28.4)

生涯現役起業支援助成金計画書変更届受理通知書

平成　　年　　月　　日に提出された上記変更届については、変更事項及び変更理由を確認し、受理しましたので通知します。

平成　　年　　月　　日　　労働局長　　印

変更届を要する以下の事由に該当した場合には、遅滞なく変更届の提出をお願いします。

・法人形態、法人名又は事業所名の変更
・申請事業主の住所又は事業所の所在地の変更
・計画期間の末日の変更
・雇用創出措置計画の内容の変更
・その他管轄労働局長が変更届を提出する必要があると認めた場合

「生涯現役起業支援助成金　雇用創出措置に係る計画書」（様式第１号）を管轄労働局に提出後、審査結果として「生涯現役起業支援助成金計画認定通知書」が交付されます。
それに記されている「認定の場合の計画認定番号」を記載してください。

変更が生じた雇用創出措置計画の内容部分を記載してください。

ここの欄は、変更届を受理した都道府県労働局における審査時の事務処理欄となりますので、なにも記載しないでください。

５「生涯現役起業支援助成金計画書変更届」（様式第３号）の添付書類例

様式第１号（H30. 4）

※ 受付番号

生涯現役起業支援助成金 雇用創出措置に係る計画書

雇用創出措置に係る計画書について、次のとおり提出します。
なお、この計画書の確認を公共職業安定所又は労働局が行う場合には協力します。

平成３０年 ４月 １５日

事業主 住 所 〒９９９－９９９９ ○○県○○市１－１－１
又は 名 称 株式会社 ベンチャー
代理人 氏 名 代表取締役 生涯 太郎 ㊞
（申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第２項に規定する提出代行者又は同令第16条の３に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の押印等をして下さい。）

東 京 労働局長 殿
（ 公共職業安定所長経由）

事業主又は（提出代行者・事務代理者）社会保険労務士 住 所 〒９９９－９９９９ ○○県○○市２－２－２
名 称 生涯現役社会保険労務士事務所
氏 名 現役 次郎 ㊞

①提出事業主	(1)代表者又は個人事業主の氏名 代表取締役 生涯 太郎	(2)代表者又は個人事業主の生年月日 昭和 ２９ 年 １０ 月 ８ 日 （ ６３ 歳）
	(3)起業基準日 平成 ３０ 年 ４ 月 １ 日	添付書類 ■ 登記 □ 開業届
	(4)計画期間 事業主が指定した日（始期）～（終期） 平成 ３０ 年 ６ 月 １ 日 ～ 平成 ３１ 年 ５ 月 ３１ 日	
②起業事業所	(1)名 称 株式会社 ベンチャー	(2)所在地 〒９９９－９９９９ ○○県○○市１－１－１
	雇用保険適用事業所番号 １１１１－２２２２２２－３	電話番号 ９９ （ ９９９９ ） ９９９９
	(3)事務担当者職・氏名 庶務担当 生涯 花子	
③事業内容	(1)産業分類（中分類コード ８３ ・小分類コード ８３４ ）	
	(2)法人・個人の別 （法 人） ・ 個 人	
	(3)資本金 １，０００，０００ 円	
	(4)事業内容 地域における高齢者の増加を背景に、高齢者への医療系サービスを充実させることを目的とした訪問看護に係る事業を実施する。	

④雇用創出措置計画（※の箇所は該当する箇所のみ記載してください。）	(1)募集予定	募集予定時期 平成 ３０ 年 ６～８ 月 頃	募集方法 ■求人広告 □選考会・就職説明会参加（□公的機関 □民間） □職業紹介機関の利用（□公的機関 □民間） □ホームページ □その他（ ）
	(2)採用予定	採用予定時期 平成 ３０ 年 ７～９ 月 頃	採用予定人数 ３ 人（うち60歳以上 人、40歳以上60歳未満 １ 人、40歳未満 ２ 人）
	(3)※就業規則等の策定予定	策定予定時期 平成 ３０ 年 １０ 月 頃	策定方法 ■社労士等に依頼 □その他（ ）
	(4)※雇用管理の改善	実施予定時期 平成 ３１ 年 ３ 月 頃	実施方法 ■社労士等に依頼 □その他（ ）
		受講予定時期 平成 ３０ 年 １０月 頃	受講予定人数 ３ 人（うち60歳以上 人、40歳以上60歳未満 １ 人、40歳未満 ２ 人）
	(5)※講習予定	講習名、講習内容、取得資格名 講習名 ：「訪問看護基礎研修会」 講習内容：訪問看護を行う際の注意点など 資格取得：なし	
	(6)※移転費用	□不支給 ■支給 （□全額 □定額（ 円） ■定率（５０%））（■上限あり（１人あたり１０万円） □上限なし）	
	(7)求職活動費用	□不支給 ■支給 （□全額 □定額（ 円） ■定率（５０%））（■上限あり（１人あたり １万円） □上限なし）	
	(8)※インターンシップ	実施予定時期 ~~平成 ３０ 年 ９ 月 頃~~	実施予定人数 ~~１ 人~~ 予定期間 ~~２ ヶ月・週間・日間~~
⑤事業継続性の確認	以下４項目のうち２以上に該当することが必要です。 ■ 公的機関、金融機関又は認定経営革新等支援機関が直接又は委託して実施する創業支援を受けた。 ■ 起業した事業分野と同じ産業分類に属する事業所において通算10年以上の職務経験を有している。 □ 起業に当たって金融機関の融資を受けている。（金融機関名称 ）（融資金額 ） □ 法人又は個人事業主の総資産額が1,500万円以上あり、かつ総資産額から負債を引いた残額の総資産額に占める割合が40パーセント以上ある。（総資産額 円）（負債額 円）（総資産額－負債額 円・ %）		

※処理欄		
	●受理番号	●計画認定年月日
労働局決裁欄	（局長） （部長・ ） （課長・ ） （補佐・ ） （係長・ ） （ ）	
安定所決裁欄	（所長） （部長・次長） （課長・総括） （上席・係長） （職業指導官） （担 当）	

認定を受けた「生涯現役起業支援助成金 雇用創出措置に係る計画書」の写しに、朱書きで変更前の当該部分を二重線で抹消し変更後の内容を記載してください。

1「支給要件確認申立書」（共通要領様式第１号）　記載例

共通要領　様式第１号（H30．４．１改正）

支給要件確認申立書（生涯現役起業支援助成金（雇用創出措置分））

事業主記載事項	※１　確認欄
１　事業所名称：株式会社　ベンチャー	年　月　日確認
２　雇用保険適用事業所番号：１１１１－２２２２２２－３	確認者＿＿＿＿
○　事業活動等に係る状況（はい・いいえのどちらかを○で囲んでください）（裏面の「記載にあたっての留意点」の内容を了解した上でご回答下さい。）	
３　過去３年間において雇用保険二事業の助成金等について不正受給を行ったことがある。（はい・いいえ）	□
４　支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納がある。（はい・いいえ）	□
５　過去１年間に、労働関係法令違反により送検処分を受けている。（はい・いいえ）	□
６　風俗営業等関係事業主である。（はい・いいえ）	□
７①　事業主若しくは事業主団体（以下「事業主等」という。）又は事業主等の役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）又は暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。（はい・いいえ）	□
②　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。（はい・いいえ）	□
③　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。（はい・いいえ）	□
④　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。（はい・いいえ）	□
⑤　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。（はい・いいえ）	□
８　事業主等又は事業主等の役員等が、破壊活動防止法第４条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体等に属している。（はい・いいえ）	□
９　倒産している（はい・いいえ）	□
10　雇用保険二事業の助成金等について不正受給を理由に支給決定を取り消された場合、労働局が事業主名等を公表することに同意する。（はい・いいえ）	□

１から10までの記載事項については、いずれも相違ありません。また、１から10までの事業活動等又はその他の審査に必要な事項についての確認を労働局(安定所)が行う場合には協力します。

平成　３１年　６月　１５日　　東　京　　労　働　局　長　　殿
（　　公共職業安定所長）

事業主　住所　〒９９９－９９９９　○○県○○市１－１－１　電話番号　99（9999）9999
又は　名称　株式会社　ベンチャー
代理人　氏名　代表取締役　生涯　太郎　（記名押印又は署名）　㊞

事業主又は　住所　〒９９９－９９９９　○○県○○市２－２－２　電話番号　88（8888）8888
社会保険労務士　名称　生涯現役社会保険労務士事務所
（提出代行者・事務代理者の表示）　氏名　現役　太郎　（記名押印又は署名）　㊞

※申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第１６条第２項に規定する提出代行者又は同則第１６条の３に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の記名押印等をしてください。

当該様式については、「生涯現役起業支援助成金（雇用創出措置分）支給申請書」（様式第７号）とあわせて提出してください。

「※１　確認欄」には何も記載しないでください。

２「生涯現役起業支援助成金（雇用創出措置分）支給申請書」（様式第７号）　記載例　（１／２）

様式第７号（H30. 4）

※ 受付番号

生涯現役起業支援助成金（雇用創出措置分）支給申請書

標記の助成金の支給を受けたいので、裏面記載の１、２、３の注意を了解し、次のとおり申請します。
なお、この申請書の記載事項に係る確認を安定所（労働局）が行う場合には協力します。

平成 ３１年 ６月 １５日

事業主　住　所　〒９９９－９９９９　○○県○○市１－１－１
又は　名　称　株式会社　ベンチャー
代理人　氏　名　代表取締役　生涯　太郎　㊞

（申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第２項に規定する提出代行者又は同令第16条の３に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の押印等をして下さい。）

（　東　京　　労働局長　殿
公共職業安定所経由）

事業主又は（提出代行者・事務代理者）　住　所　〒９９９－９９９９　○○県○○市２－２－２
名　称　生涯現役社会保険労務士事務所
社会保険労務士　氏　名　現役　太郎　㊞

①起業事業所	(1)名　称 株式会社　ベンチャー 事業所番号・労働保険番号 ・１１１１－２２２２２２－３ ・４４４４４－５５５５５５－６６６		(2)所在地　〒９９９－９９９９ ○○県○○市１－１－１ 電話番号　９９　（　９９９９　）　９９９９
	(3)会計年度（定款等に定められている事業期間） １　月　１　日　～　１２　月　３１　日		
	(4)事務担当者職氏名 庶務担当　生涯　花子		
②雇用創出措置（※の箇所は該当する場合のみ記入してください）	(1)募集	募集時期　平成 ３０年　６月　１５日 ～　平成 ３０年　８月　１４日	募集方法 ■求人広告　□選考会・就職説明会参加（□国、自治体　□民間） □職業紹介機関の利用（□ハローワーク　□民間） □ホームページ □その他（　）
	(2)採用	採用時期 平成 ３０年　９月　１日 平成　年　月　日 平成　年　月　日	採用人数 ３　人（うち60歳以上　人、40歳以上60歳未満　２人、40歳未満　１人） 人（うち60歳以上　人、40歳以上60歳未満　人、40歳未満　人） 人（うち60歳以上　人、40歳以上60歳未満　人、40歳未満　人）
	(3)※就業規則等の策定	策定時期　平成 ３０年　１０月　３１日	策定方法 ■社労士等に依頼　□その他（　）
	(4)※雇用管理の改善	実施時期　平成 ３１年　３月　３１日	実施方法 ■社労士等に依頼　□その他（　）

【支給申請書提出年月日】
この申請書は、「生涯現役起業支援助成金 雇用創出措置に係る計画書」（様式第１号）の①（４）の計画期間が満了した日の翌日から起算して２ヶ月以内に最寄りの都道府県労働局へ提出してください。
※その期間を超えると助成金の受給ができませんので、ご注意ください！

計画期間中に実施した左記各項目の雇用創出措置の実行実績を記載してください。
各項目において、複数回実施していることから記載しきれない場合には、その部分について別葉（複数枚の申請書）にて作成しても構いません。その際には別葉の①及び③欄の記載は不要です。

２「生涯現役起業支援助成金（雇用創出措置分）支給申請書」（様式第７号）　記載例　（２／２）

	(5)※講習	実施時期　平成 ３０年　１０月　１日 ～　平成 ３０年　１０月　３１日	講習受講人数　３人 （うち 60 歳以上 40 歳未満　０人、40 歳以上 60 歳未満　１人）　２人、
		講習実施機関名 ○○県○○看護協会	講習名 「訪問看護基礎研修会」
		講習名、講習内容、取得資格名 訪問看護を行う際の注意点など、看護業務に携わる者の基礎的知識の習得を目的としたもの。	
	(6)※移転費用	対象人数　１　人	
		□全額　□定額（　　円）　■定率（　５０　%）	
		■上限あり（　１人あたり１０万円　）　□上限なし	
	(7)※求職活動費用	対象人数　１　人	
		□全額　□定額（　　円）　■定率（　５０　%）	
		■上限あり（　１人あたり２万円　）　□上限なし	
	(8)※インターンシップ	実施時期　平成　年　月　日 ～　平成　年　月　日	実施人数　人
	(9) 対象労働者数　３　人	(10) (9)のうち 40 歳以上 60 歳未満の対象労働者数　２　人	(11) (9)のうち 60 歳以上の対象労働者数　０　人
	(12)(9)のうち 40 歳未満の対象労働者数　１　人	(13)離職者数　０　人	
③助成額	(1) 助成額（様式第８号⑭欄の金額）	４８０，０００　円	

※処理欄	●支給決定番号		●支給決定年月日		
	労働局決裁欄	（局　長）　（部長・　）　（課長・　）　（補佐・　）　（係長・　）　（　）			
	労働保険料の滞納状況（助成金システムから確認）（確定保険料申告書から確認）　［労働局］　［安定所］		過去の不正受給の有無	労働関係法令違反の有無	
	安定所決裁欄	（所　長）　（部長・次長）　（課長・総括）　（上席・係長）　（職業指導官）　（担　当）			

計画期間中に実施した左記各項目の雇用創出措置の実行実績を記載してください。
各項目において、複数回実施していることから記載しきれない場合には、その部分について別葉（複数枚の申請書）にて作成してください。その際には別葉の①及び③欄の記載は不要です。

「生涯現役起業支援助成金　助成額算定書」（様式第８号）の⑭欄の金額を記載してください。

ここの欄は、支給申請書を受理した都道府県労働局における審査時の事務処理欄となりますので、なにも記載しないでください。

３「生涯現役起業支援助成金 助成額算定書」（様式第８号）　記載例

様式第8号（H30.4）

生涯現役起業支援助成金 助成額算定書

（事業所名） 株式会社 ベンチャー　（事業所番号） 1111－222222－3

	支払先	支払年月日	支払金額（円）	上限額	労働局確認欄
①民間有料職業紹介事業の利用料（小計）					
○○求人情報誌	株式会社○○○	平成30年8月31日	100，000円	95万円	
②求人情報誌、求人情報サイト掲載費用（小計）				②及び③の合計が75万円	
③募集・採用パンフレット等作成費用（小計）					
④就職説明会開催、実施費用（小計）				④から⑦の合計が35万円	
⑤募集・採用に要した宿泊費（小計）			（　　）		
⑥募集・採用に要した交通費（小計）			（　　）		
⑦インターンシップに要した費用（小計）			（　　）		
⑧就業規則の策定等に要した費用（小計）					
○○社会保険労務士事務所（就業規則分）	○○社会保険労務士事務所	平成30年11月15日	250，000円	40万円	
○○社会保険労務士事務所（雇用管理分）	○○社会保険労務士事務所	平成31年4月15日	300，000円		
⑨対象労働者の研修及び講習に要した費用（小計）					
「訪問看護基礎研修会」（計10回）	○○県○○看護協会	平成30年9月15日	150，000円	10万円	
⑩対象労働者の住居の移転に要した費用（小計）			（　　）		
従業員○○氏にかかる引越費用	○○引越株式会社	平成30年8月25日	（100，000円）	30万円	
⑪対象労働者の求職活動に要した費用（小計）			（　　）		
従業員○○氏にかかる求職活動費用（面接のための上京に要した運賃）	東海道新幹線（○○～東京）	平成30年7月15日	（20，000円）	15万円	
⑫ 支払金額の合計［①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑩＋⑪］ ※実際に支払った額を記入してください。			920，000円	300万円	
⑬ 助成対象額の合計［①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑩＋⑪］ ※①から⑪の各項目ごとに、実際に支払った額が上限額を超える場合は上限額を用いた場合の合計。			720，000円		
⑭ ［（⑬）×助成率（ 2/3 ・ 1/2 ）］ ※起業者が60歳以上の高年齢者の方 2/3 起業者が40歳以上60歳未満の方 1/2			480，000円		

当該様式については、所定の事項が記載されていれば、事業主等が任意に作成した様式に代えても差し支えありません。

①～⑪項目に係る支払金額は上限額を考慮しない実際に支払った経費を記載してください。（消費税含む。）
各項目において、記載しきれない場合には、その項目部分について別葉にて作成してください。
※計画期間内に書面で契約を締結し、計画期間の初日から支給申請日までに弁済期が到来して支払った経費のみが対象となります。

ここに記載する金額は、①～⑪項目の金額について、上限額を考慮した合計金額を記載してください。
（※⑧⑨の費用について上限額を超えているため、当該費用を上限額に置き換えた上で再計算した合計額を記載してください。）

４「生涯現役起業支援助成金（雇用創出措置分）に関する申出書」（様式第９号）　記載例

様式第９号（H30. 4）

生涯現役起業支援助成金（雇用創出措置分）に関する申出書

事業活動の状況について次のとおり申し出ます。

平成 ３１年 ６月１５日

事業主　住　所　〒９９９－９９９９　○○県○○市１－１－１
又は　名　称　株式会社　ベンチャー
代理人　氏　名　代表取締役　生涯　太郎　㊞
（申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第２項に規定する提出代行者又は同令第16条の３に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の押印等をして下さい。）

（東　京　労働局長　殿
公共職業安定所長経由）

事業主又は（提出代行者・事務代理者）社会保険労務士
住　所　〒９９９－９９９９　○○県○○市２－２－２
名　称　生涯現役社会保険労務士事務所
氏　名　現役　太郎　㊞

次の事項が該当しますか

１．支給申請時点において、事業開始日から起算して、当該事業所における離職者等（雇用保険の被保険者資格を喪失した者を含む。）の人数が、計画期間内に雇い入れた対象労働者の人数を超えていないこと
（はい）・　いいえ　）

２．起業当初から、設立した法人または個人事業の業務に専ら従事する事業主（法人の場合は代表者）であること
（はい）・　いいえ　）

３．営業譲渡、営業の賃貸借、営業の委託等に伴い設立された法人または個人事業主でないこと
（はい）・　いいえ　）

４．本助成金を過去に受けたことのない事業主であること
（はい）・　いいえ　）

※　この申出書は、申請書を提出するときに併せて提出してください。

当該様式については、所定の事項が記載されていれば、事業主等が任意に作成した様式に代えても差し支えありません。

（再掲）
起業者（代表者であり、雇用保険適用事業所の事業主である者）が、支給申請時までにおいて他者へ役職等を引き継ぐことは認められません。

1「支給要件確認申立書」（共通要領様式第１号）　記載例

共通要領　様式第１号（H30．４．１改正）

支給要件確認申立書（生涯現役起業支援助成金（生産性向上分））

事業主記載事項	※１　確認欄
１　事業所名称：株式会社　ベンチャー	年　月　日確認 確認者＿＿＿＿＿＿
２　雇用保険適用事業所番号：１１１１－２２２２２２－３	
○　事業活動等に係る状況（はい・いいえのどちらかを○で囲んでください）（裏面の「記載にあたっての留意点」の内容を了解した上でご回答下さい。）	
３　過去３年間において雇用保険二事業の助成金等について不正受給を行ったことがある。（はい・(いいえ)）	□
４　支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納がある。（はい・(いいえ)）	□
５　過去１年間に、労働関係法令違反により送検処分を受けている。（はい・(いいえ)）	□
６　風俗営業等関係事業主である。（はい・(いいえ)）	□
７①　事業主若しくは事業主団体（以下「事業主等」という。）又は事業主等の役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）又は暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。（はい・(いいえ)）	□
②　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。（はい・(いいえ)）	□
③　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。（はい・(いいえ)）	□
④　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。（はい・(いいえ)）	□
⑤　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。（はい・(いいえ)）	□
８　事業主等又は事業主等の役員等が、破壊活動防止法第４条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体等に属している。（はい・(いいえ)）	□
９　倒産している（はい・(いいえ)）	□
10　雇用保険二事業の助成金等について不正受給を理由に支給決定を取り消された場合、労働局が事業主名等を公表することに同意する。（(はい)・いいえ）	□

１から 10 までの記載事項については、いずれも相違ありません。また、１から 10 までの事業活動等又はその他の審査に必要な事項についての確認を労働局（安定所）が行う場合には協力します。

平成　３４年　４月　１５日　　東　京　　労　働　局　長　　殿
（　　公共職業安定所長）

事業主　住所　〒９９９－９９９９　○○県○○市１－１－１　電話番号　99（9999）9999
又は　名称　株式会社　ベンチャー
代理人　氏名　代表取締役　生涯　太郎　（記名押印又は署名）　印

事業主又は　住所　〒９９９－９９９９　○○県○○市２－２－２　電話番号　88（8888）8888
社会保険労務士　名称　生涯現役社会保険労務士事務所
（提出代行者・事務代理者の表示）　氏名　現役　太郎　（記名押印又は署名）　印

※申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第１６条第２項に規定する提出代行者又は同則第１６条の３に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の記名押印等をしてください。

当該様式については、「生涯現役起業支援助成金（生産性向上分）支給申請書」（様式第 16 号）とあわせて提出してください。

「※１　確認欄」には何も記載しないでください。

２「生産性要件算定シート」（共通要領様式第２号）　記載例

共通要領　様式第2号（H30.4）

生産性要件算定シート

生産性の算定対象となる企業名・支店名等	株式会社　ベンチャー		
申請事業所名	株式会社　ベンチャー	事業所番号	1111－222222－3

項目		勘定科目	A Bの3年前年度（平成30年度）Aの会計期間 30年4月～30年12月	B 直近年度（平成33年度）Bの会計期間 33年1月～33年12月
	①人件費	給料手当	5,000,000	8,000,000
		賞与	0	450,000
		通勤費	120,000	200,000
		法定福利費	400,000	600,000
		福利厚生費	40,000	60,000
		（製）給料手当	0	0
		（製）賞与	0	0
		（製）通勤費	0	0
		（製）法定福利費	0	0
		（製）福利厚生費	0	0
	②減価償却費	減価償却費	750,000	1,000,000
		（製）減価償却費	0	0
	③動産・不動産賃借料	地代家賃	0	0
		賃借料	1,800,000	600,000
		（製）地代家賃	0	0
		（製）賃借料	0	0
	④租税公課	租税公課	100,000	150,000
		（製）租税公課	0	0
	⑤営業利益	営業利益	1,000,000	2,000,000
(1)	付加価値［＝①～⑤計］（円）		9,210,000	13,060,000
(2)	雇用保険被保険者数（人）		3	3
(3)	生産性［＝(1)／(2)］（円）【※1年換算((3)×12/9月)】		4,093,333	4,353,333
(4)	生産性の伸び［＝((3)B−(3)A)／(3)A］（%）		6.3%	

(5) 生産性の向上に効果があった事業主の取り組み	従業員の教育訓練、社内での定期的な経営戦略の検討・共有化等、社員一丸となって経営をおこなった。

（注）裏面の留意事項をよくお読み下さい。助成金の申請に当たっては、①～⑤に相当する勘定科目の額が表示された損益計算書や総勘定元帳などの会計書類を添付して下さい。

当該様式については、「生涯現役起業支援助成金（生産性向上分）支給申請書」（様式第 16 号）とあわせて提出してください。

Ａ欄の作成手順（１年換算が生じる場合）：
【例：起業日４月１日　決算１２月３１日の場合】

１．Ａ欄には、「生涯現役起業支援助成金 雇用創出措置に係る計画書」（様式１号）の提出日が属する事業所の会計年度（本助成金上の会計初年度とします）の生産性を算出することとなります。（※会計初年度の事業期間が６か月未満である場合には、その翌年度の会計年度が会計初年度となることに留意してください。）

２．①～⑤には、実際の事業期間中に生じた諸経費を記載していってください。

３．（１）欄には①～⑤の合計額を、（２）欄には１２月３１日時点における事業所の雇用保険被保険者数を記載してください。

４．（３）欄は、（１）欄の数値を（２）欄の数値で除して算出した数値に、１年換算のために１２／９（月）を乗じて算出した数値を手計算にて算出、記載する必要があります。（※仮に起業日が４月２日であった場合、端数日は切り捨てるので、１２／８（月）となります。）

3「生涯現役起業支援助成金（生産性向上分）支給申請書」（様式第 16 号）　記載例

様式第 16 号（H30. 4）

※ 受付番号

生涯現役起業支援助成金（生産性向上分）支給申請書

標記の助成金の支給を受けたいので、裏面記載の１、２、３の注意を了解し、次のとおり申請します。
なお、この申請書の記載事項に係る確認を安定所（労働局）が行う場合には協力します。

平成 ３４年 ４月 １５日

事業主　住　所　〒９９９－９９９９　○○県○○市１－１－１
又は　名　称　株式会社　ベンチャー
代理人　氏　名　代表取締役　生涯　太郎　㊞

（申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第 16 条第２項に規定する提出代行者又は同令第 16 条の３に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の押印等をして下さい。）

東　京　　労働局長　殿
（　　公共職業安定所経由）

事業主又は（提出代行者・事務代理者）社会保険労務士　住　所　〒９９９－９９９９　○○県○○市２－２－２
名　称　生涯現役社会保険労務士事務所
氏　名　現役　太郎　㊞

① 起業事業所	(1) 事業所名称 株式会社　ベンチャー 雇用保険適用事業所番号・労働保険番号 ・１１１１－２２２２２２－３ ・４４４４４－５５５５５５－６６６	(2) 所在地　〒９９９－９９９９ ○○県○○市１－１－１ 電話番号　９９（　９９９９　）　９９９９
	(3) 事務担当者職氏名 庶務担当　生涯　花子	
② 助成済額	（雇用創出措置助成の支給決定額） ４８０，０００円	
③ 生産性向上率	(1) 会計初年度の生産性　（会計期間　：３０年 ４月 １日～ ３０年 １２月 ３１日）	4,093,333 円
	(2) ３年経過後の会計年度の生産性（会計期間：３３年 １月１ 日～３３年 １２月３１日）	4,353,333 円
	(3) 生産性の伸び率	6.3%
④ 上乗せ助成額	（「② 助成済額」の金額 ×１／２）（１円未満切り捨て） ２４０，０００円	

※処理欄	●支給決定番号			●支給決定年月日		
	労働局決裁欄	（局　長）	（部長・　）	（課長・　）	（補佐・　）	（係長・　）	（　）
	労働保険料の滞納状況（助成金システムから確認）（確定保険料申告書から確認）	［労働局］	［安定所］	過去の不正受給の有無		労働関係法令違反の有無
	安定所決裁欄	（所　長）	（部長・次長）	（課長・総括）	（上席・係長）	（職業指導官）	（担　当）

作成した共通要領様式第２号の（３）（４）欄から転記してください。

ここの欄は、支給申請書を受理した都道府県労働局における審査時の事務処理欄となりますので、なにも記載しないでください。

4「生涯現役起業支援助成金（生産性向上分）に関する申出書」（様式第 17 号）　記載例

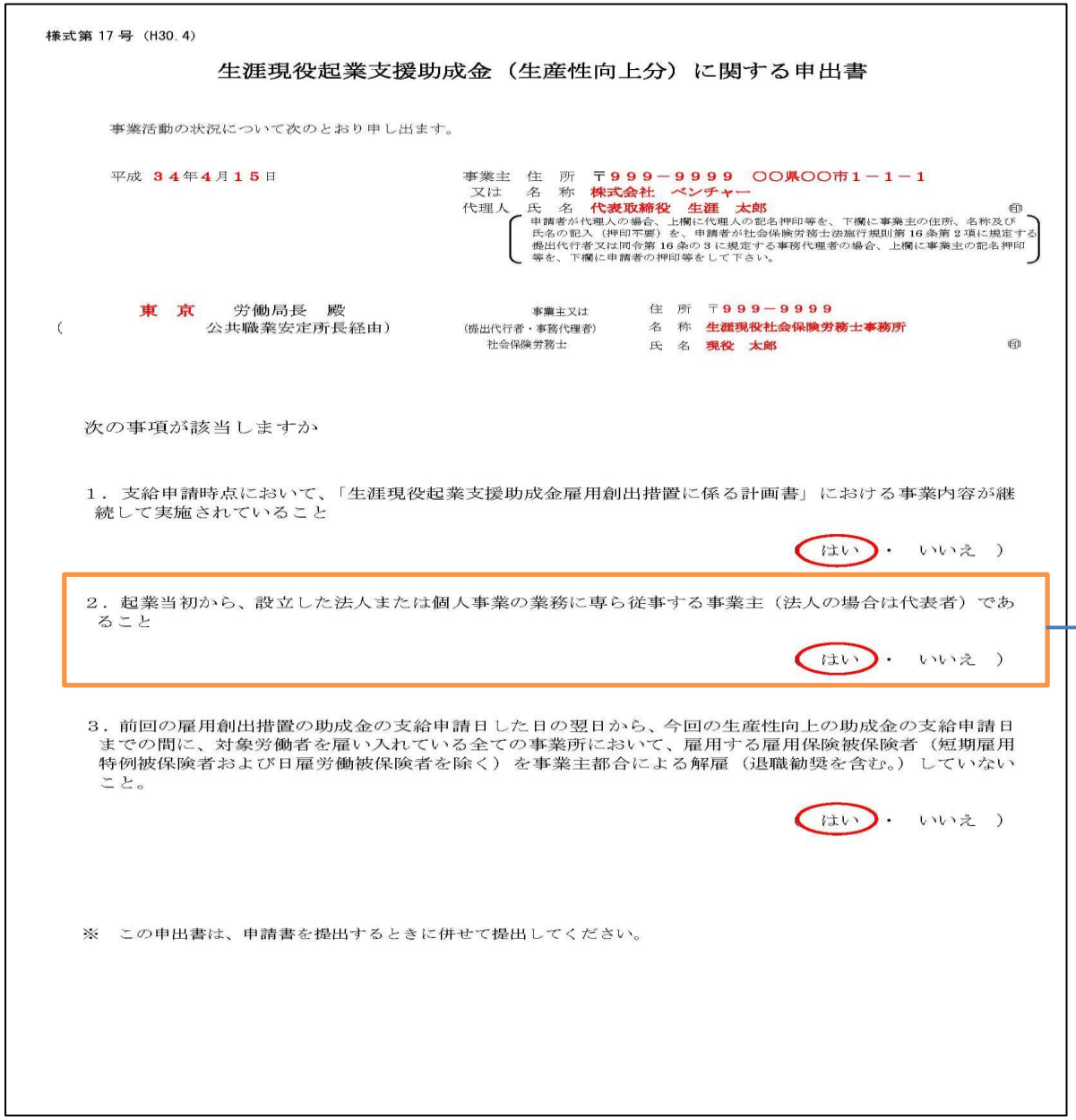

様式第 17 号（H30. 4）

生涯現役起業支援助成金（生産性向上分）に関する申出書

事業活動の状況について次のとおり申し出ます。

平成 ３４年４月１５日

事業主　住　所　〒９９９－９９９９　○○県○○市１－１－１
又は　名　称　株式会社　ベンチャー
代理人　氏　名　代表取締役　生涯　太郎　㊞
（申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第 16 条第２項に規定する提出代行者又は同令第 16 条の３に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の押印等をして下さい。）

東　京　　労働局長　殿
（公共職業安定所長経由）

事業主又は（提出代行者・事務代理者）社会保険労務士
住　所　〒９９９－９９９９
名　称　生涯現役社会保険労務士事務所
氏　名　現役　太郎　㊞

次の事項が該当しますか

１．支給申請時点において、「生涯現役起業支援助成金雇用創出措置に係る計画書」における事業内容が継続して実施されていること

（はい）・　いいえ　）

２．起業当初から、設立した法人または個人事業の業務に専ら従事する事業主（法人の場合は代表者）であること

（はい）・　いいえ　）

３．前回の雇用創出措置の助成金の支給申請日した日の翌日から、今回の生産性向上の助成金の支給申請日までの間に、対象労働者を雇い入れている全ての事業所において、雇用する雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除く）を事業主都合による解雇（退職勧奨を含む。）していないこと。

（はい）・　いいえ　）

※　この申出書は、申請書を提出するときに併せて提出してください。

当該様式については、所定の事項が記載されていれば、事業主等が任意に作成した様式に代えても差し支えありません。

（再掲）
起業者（代表者であり、雇用保険適用事業所の事業主である者）が、支給申請時までにおいて他者へ役職等を引き継ぐことは認められません。